

平成十四年国家公安委員会規則第十四号

運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体
の障害の程度を定める規則

道路交通法の一部を改正する法律（平成十三年
法律第五十一号）の施行に伴い、並びに道路交通
法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）別表
第一の二の表及び別表第二の二第三号の規定に基
づき、運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体
の障害の程度を定める規則を次のように定める。

（身体の障害の程度）

第一条 道路交通法施行令別表第二の三の表及び
別表第二の備考の二の121の国家公安委員会
規則で定める身体の障害の程度（次条において
単に「身体の障害の程度」という。）は、同条
に規定する場合を除き、自動車損害賠償保障法
施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）別表
第一又は別表第二に該当する後遺障害（以下
「自賠法後遺障害」という。）であつて、当該自
賠法後遺障害についてこれらの表が保険金額と
して定める金額が同令第二条第一項第三号イに
定める金額以上となる場合における障害の程度
とする。

第二条 既に自賠法後遺障害がある者が道路交通
法（昭和三十五年法律第一百五号）に規定する交
通事故又は道路外致死傷による傷害を受けたこ
とによつて同一部位について当該自賠法後遺障
害の程度を加重した場合における身体の障害の
程度は、当該加重した自賠法後遺障害について
自動車損害賠償保障法施行令別表第一又は別表
第二が保険金額として定める金額から既に受け
ている自賠法後遺障害についてこれらの表が保
険金額として定める金額を控除した金額が同令
第二条第一項第三号イに定める金額以上となる
場合における障害の程度とする。

附 則

この規則は、平成十四年六月一日から施行す
る。

附 則（平成一六年一月一〇日国家公
安委員会規則第二二号）

この規則は、道路交通法の一部を改正する法
律（平成十六年法律第九十号）附則第一条第四
号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成二二年五月二一日国家公安
委員会規則第四号）抄

（施行期日）

1 この規則は、道路交通法の一部を改正する法
律（平成十九年法律第九十号）附則第一条第二

号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年六月
一日。以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成二二年八月二八日国家公安
委員会規則第七号）

この規則は、道路交通法の一部を改正する法
律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日
（平成二十一年十月一日）から施行する。

附 則（平成二五年一月一三日国家公
安委員会規則第一四号）

この規則は、道路交通法の一部を改正する法
律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日
（平成二十五年十二月一日）から施行する。

附 則（平成二六年三月一四日国家公安
委員会規則第二号）

この規則は、道路交通法の一部を改正する法
律の施行の日（平成二六年六月一日）から施
行する。ただし、第三条の規定は、同法附則第
一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十
六年九月一日）から施行する。

附 則（令和二年三月二七日国家公安委
員会規則第三号）

この規則は、道路交通法施行令の一部を改正
する政令の施行の日（令和二年四月一日）から
施行する。

附 則（令和二年六月二二日国家公安委
員会規則第八号）抄

（施行期日）

1 この規則は、道路交通法の一部を改正する法
律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日
（令和二年六月三十日）から施行する。